

平成 26 年度第 1 回八幡市入札制度懇話会

1. 開催日時 平成 26 年 10 月 29 日（水）14 時 00 分から 15 時 30 分まで

2. 場 所 八幡市役所分庁舎 2 階 会議室 A

3. 出席者

委 員	大田 直史	龍谷大学 政策学部政策学科教授
	岡山 敏哉	大阪工業大学 工学部建築学科教授
	安枝 伸雄	安枝法律事務所 弁護士

(五十音順、敬称略)

事務局 総務部技監、総務部契約検査課長、他 2 名

4. 次 第
1. 委嘱状の交付
 2. 開会挨拶
 3. 委員紹介
 4. 会長の選任
 5. 会長挨拶
 6. 議事
 - (1) 懇話会の公開について
 - (2) 八幡市の入札制度について
 - (3) 八幡市入札制度懇話会の運営について
 - (4) 次回抽出委員の選出
 7. その他
 8. 閉会

5. 概 要
- ・会長の選出について
委員の互選により、会長は岡山委員に決定した。
 - ・懇話会の公開について
第 1 回懇話会を公開することを決定した。
 - ・八幡市の入札制度について
八幡市の入札制度とその課題について、事務局から説明した（資料①）。
 - ・八幡市入札制度懇話会の運営について
案件の抽出基準、懇話会の設置目的、抽出委員の選出人数、協議事項の対象及び抽出案件の報告項目について協議した。八幡市入札制度懇話会運営マニュアルが承認された（資料②）。
 - ・次回抽出委員の選出
委員全員で案件を抽出することを決定した。

八幡市の入札制度とその課題について

(契約の方法)

地方自治法第234条では、地方公共団体が行う契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの4つの方法により締結することが定められている。また、同条第2項により、一般競争入札が原則であることが示されている。

指名競争入札によることができる場合については地方自治法施行令第167条に、随意契約によることができる場合については同令第167条の2及び八幡市財務規則第88条の2に規定されている。

競争入札	一般競争入札	入札参加者を公募して行う方法 【一般競争入札】…価格のみを競争する 【総合評価方式】…技術と価格を総合的に評価し競争する
	指名競争入札	登録業者の中から、市が入札参加者を指名して行う方法
	随意契約	競争入札によらず、任意に選定した者と契約する方法 【見積り合わせ】…複数の者から見積書を徴取して相手方を決定する 【特命随意契約】…契約の相手方が特定人に限定される場合 【プロポーザル方式】…価格によらず、技術評価や提案内容により、最も有利な相手方を選定する
	せり売り	動産の売払いで、契約の性質がせり売りに適している場合にのみ行う方法

(登録業者)

八幡市への競争入札等参加資格確認申請を行っている者をいう。

八幡市への競争入札等に参加を希望する事業者が申請し、納税証明書や登記簿謄本等により、入札の参加資格を確認する。一般競争入札を行う場合でも、登録業者であることを参加資格要件の1つとしている。随意契約を行う場合も同様。

(契約例)

		業務区分	契約例	
契約	建設関係	工事	土木工事	道路改良工事、管渠布設工事等
			建築工事	小学校改造工事、耐震補強工事等
		コンサル	業務委託	詳細設計業務、実施設計業務、測量業務等
	物品関係	物品	物品購入	事務機器購入等
			製造の請負	印刷製本、看板製作等
			物品リース	複合機リース、イベント用品賃貸借等
			業務委託	システム構築、施設保守、清掃業務等 (建設関係以外の業務)
			財産の売払い	市有地の売却、公用車の売払い等

(業務区分別取扱い)

	工事	コンサル	物品役務
ランク付け	市内業者のみ対象	対象外	対象外
指名業者 取り抜き	等級区分により、一部案件のみ対象	対象外	対象外
予定価格 の設定	設定する	設定する	設定する
予定価格の 公表	一般競争入札：事後公表 指名競争入札：事前公表	全入札で事後公表	公表しない
最低制限 価格の設定	全入札で設定	設定しない	設定しない ※廃棄物収集運搬業務委託で設定実績あり。
最低制限 価格の公表	全入札で事後公表	/	(設定した場合、公表しない)
入札方法	京都府電子入札システムによる電子入札	京都府電子入札システムによる電子入札	紙入札
発注審査会 の審議案件	予定価格 100 万円以上の案件を審議、50 万円以上の案件を報告	予定価格 50 万円以上の案件を審議	予定価格 500 万円以上の案件を審議

(入札・見積り参加者の指名基準)

工事については八幡市建設工事請負業者指名に関する要綱に、物品については物品購入等にかかる運用基準に定めるところによる。

原則として、市内業者で対応可能なものは市内業者を指名するものとする。業者の指名にあたっては、地域要件、過去の指名又は契約実績、八幡市への営業実績、経営規模、許認可の有無等を考慮した上で、公正に行うよう注意する。

(ランク付け)

工事請負実績、前年度工事点数等に基づき、発注金額に対するランク(A～D)を設定。年度当初に工事種別の等級区分基準及び等級一覧を八幡市ホームページにて公表。

(指名業者取り抜き)

八幡市建設事業等発注審査会内規第3条に定めるところによる。下位業者(例土木C以下)への発注平準化のため、1工事契約中は指名しない等の取扱いを行うもの。

(予定価格)

予定価格とは、入札や随意契約に付する事項の価格について、その契約金額を決定する基準として、あらかじめ作成しなければならない見込み価格をいう。

地方自治法第234条第3項では、「予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。」と定められている。

財産の売り払い等収入の原因となる契約については、予定価格を上回る価格のうち、最高の入札額を落札金額とする。

工事や物品購入等支出の原因となる契約については、予定価格の範囲内で最低の入札額を落札金額とする、いわゆる上限金額となる。

(最低制限価格)

地方自治法施行令第167条の10第2項により、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、特に必要があると認められるときはあらかじめ最低制限価格を設けることができる旨が規定されている。

最低制限価格とは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上での入札者のうち、最低価格での入札者を落札者とすることができる、いわゆる下限金額である。

(予定価格及び最低制限価格の設定方法)

予定価格及びその設定方法については八幡市財務規則第68条及び第69条に、最低制限価格を設定した場合についてのことは同規則第76条に定めるところによる。

予定価格及び最低制限価格の設定は、予備価格調書（甲・乙）を作成して行われる。予備価格調書の作成方法については、平成22年3月18日付副市長通知の建設工事等に係る入札予定価格及び最低制限価格の設定に伴う予備価格調書作成方法についてに定められている。

最低制限価格の算定方法については、最低制限価格制度の改正についてを八幡市ホームページにて公表している。

(電子入札)

電子入札とは、入札の執行をインターネット上で行う入札のことで、入札手続きの透明性の向上や、入札事務及び入札参加者のコスト縮減が期待できる。八幡市では、平成22年度から工事・コンサルの入札について、京都府電子入札システムを利用した電子入札を行っている。

電子入札の実施については八幡市建設工事等電子入札実施要領に、運用については八幡市建設工事等電子入札運用基準に定めるところによる。

(指名停止)

指名停止とは、契約の円滑かつ適正な履行を確保するため、登録業者が八幡市建設事業等指名停止に関する要綱に定める指名停止事由に該当するときに、当該業者の指名を相当期間停止する措置である。

指名停止期間中の業者を入札に指名し、又は随意契約の相手方とすることはできない。

(発注審査会)

発注審査会とは、市が発注する事業等の入札及び契約についての適正化を図るために設置された八幡市建設事業等発注審査会を指し、発注審査会では、競争入札参加者の資格、発注方法及び業者の審査選定に関すること等を審査する。

(議会の議決を要する契約)

議会の議決を必要とする契約については、議決を得るまでは契約を締結することができないため、八幡市財務規則第63条により、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により、仮契約を締結しなければならない。

(長期継続契約)

地方自治法第234条の3、地方自治法施行令第167条の17及び八幡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例により、長期継続契約を締結することができる契約について定めている。長期継続契約を締結しようとする場合、決裁区分は当該年度の執行同額ではなく、契約期間の総額で判断する。

その他長期継続契約については、八幡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の事務取扱についてに定めるところによる。

(設計金額別事務取扱)

設計金額(総額) 3万円～ 10万円～ 30万円～ 40万円～ 50万円～ 80万円～ 100万円・130万円・500万円～ 1000万円～ 2000万円～ 3000万円～ 5000万円～

契約方式	土木工事	随意契約			指名競争入札			一般競争入札
	建築工事	随意契約			指名競争入札			一般競争入札
	測量等コンサル業務	随意契約		指名競争入札	一般競争入札			
	物品購入	随意契約		指名競争入札			一般競争入札	
	リース	随意契約		指名競争入札			一般競争入札	
	業務委託	随意契約		指名競争入札			一般競争入札	
発注審査会	工事	不要		報告	審議			
	測量等コンサル業務	不要		審議				
	物品役務	不要			審議			
議会承認	工事	不要					1億5,000万円以上必要	
	財産の買入れ	不要					必要	
指名業者数	1者以上	3者以上	なるべく5者以上	5者以上	6者以上	7者以上	8者以上	
見積書	省略できる	見積書(入札書) 必要						
契約書	省略できる	請書可		契約書				

(検討課題)

- ・ 情報公開にて金入り設計書を開示することの、年度内同種案件への影響について
- ・ 業務委託の最低制限価格の設定について
- ・ 1円入札の是非について
- ・ 1者入札、2者入札の有効性について

八幡市入札制度懇話会運営マニュアル

(趣旨)

第1条 この要領は、八幡市入札制度懇話会設置要綱（以下「要綱」という。）第12条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(会議の特例)

第2条 緊急やむを得ない事情があり、要綱第7条に定める会議が開催できない場合には、同項の規定にかかわらず、個別に委員の意見を聴取することができる。

(協議事項)

第3条 懇話会の開催時期及び要綱第3条第1号及び第2号に定める協議事項の対象は、原則として、別表1のとおりとする。

2 懇話会への報告は、次の様式を提出して行う。

- (1) 総括表
- (2) 入札契約方式別発注案件一覧表
- (3) 指名停止等の運用状況一覧表
- (4) 談合情報対応状況一覧表

なお、様式1及び様式2については、建設工事又は測量・建設コンサルタント業務等にあっては予定価格が100万円未満のものを、物品の供給又は役務の提供にあっては予定価格が500万円未満のものを報告の対象から除外するものとする。

(抽出委員の選出)

第4条 要綱第8条により抽出を行う委員（以下「抽出委員」という。）は、懇話会において、委員の互選により選出する。

(抽出方法)

第5条 要綱第8条に定める案件の抽出は、入札契約方式別発注案件一覧表の中から、抽出委員が事前に下記方法により行うものとする。

- (1) 抽出は、抽出委員が入札契約方式別に行う。
- (2) 抽出は、原則として懇話会開催の2週間前までに行う。

(抽出案件の説明)

第6条 前条により抽出された案件は、次回の懇話会において、入札契約方式ごとに次の様式を提出して説明するものとする。

- (1) 抽出事案説明書（一般競争入札）
- (2) 抽出事案説明書（指名競争入札）
- (3) 抽出事案説明書（随意契約）

附則

この要領は、平成26年10月29日から施行する。

別表1（第3条関係）

会議の開催時期及び要綱第2条第1号及び第2号に定める事務の対象

	開催時期	事務の対象
第1回	7月頃	前年度の10月1日から3月31日までに契約した案件
第2回	1月頃	当該年度の4月1日から9月30日までに契約した案件

